

様式第 101-2 号 (会規 77)

平成 30 年 3 月 6 日

新ひだか町議会議長 細川 勝弥 様

新ひだか町議会運営委員会
委員長 進 藤 猛

委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会は、議会改革につき調査を実施したので、その結果を会議規則第 7 条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 調査事件 議会改革に関する調査・研究
- 2 調査の概要 別添「議会運営委員会調査報告書」のとおり
- 3 調査の経過 別添「議会運営委員会調査報告書」のとおり

議会運営委員会調査報告書

— 議会改革に関する調査・研究 —

平成30年3月

議会運営委員会

議会運営委員会調査報告書

1 調査研究の目的及び調査事項

新ひだか町議会は、地方分権等、社会状況の変化に即した議会であるためには、どのような改革が必要であるかを真摯に検討するため、平成25年7月に議会改革骨子をまとめ、『町民が参加できる開かれた議会を目指して』を基本理念に議会運営委員会において、次の事項について調査研究を行った。

- (1) 議会改革骨子に定めた基本方針に基づき、短期的課題、中期的課題及び長期的課題について検討を行った。
- (2) 平成26年3月11日付け、議会運営委員会調査報告書による申し送り事項について検討を行った。
- (3) 議員定数について検討を行った。

2 調査の期間

平成26年8月1日から平成30年2月21日

3 調査の経過

議会運営委員会では、平成25年度に策定した『議会改革骨子』の基本的な理念及び平成26年3月11日の議会運営委員会調査報告書の内容を理解し、平成26年8月1日に議会改革に係る第1回目の委員会を開催して以降、29回にわたり委員会を開催し、現状の把握と問題点の抽出、議会のあり方について協議を行うとともに、議員定数についての協議では、研修会の開催やアンケート調査を実施するなど、町民の意見を反映させるための取り組みも合わせて行った。

また、当該調査の取組を広く紹介し、議会の見える化の推進のため、議会運営委員会が主管し、議会報告会を初めて行った。

(1) 会議開催等の経過

| 回数 | 開催日 | 内容 |
|-----|---------------|--|
| 第1回 | 平成26年 8月1日 | (1) 調査の進め方について 平成25年度にまとめた「議会改革骨子」の理念に基づく具体的検討項目について確認後、議会改革に係る調査については、引き続き議会運営委員会が行うこととした。 |

| | | |
|-----|-----------------|---|
| 第2回 | 平成26年 9月 5日 | (1) 前回の調査概要について (2) 委員会の調査スケジュールについて |
| 第3回 | 平成26年 11月 7日 | (1) 前回の調査概要について (2) 調査の進め方について 具体的検討事項で定めた、中期・長期的課題 を中心に調査することとした。 (3) 事務局体制の強化について |
| 第4回 | 平成27年 4月21日 | (1) 前回の調査概要について (2) 短期・中期課題の中から、次の項目について 協議した。 ①議会単独ホームページの開設について ②議員研修の充実について ③反問権の付与について ④広報広聴委員会の常任委員会化について ⑤議会図書館の充実 ⑥議会報告会について |
| 第5回 | 平成27年 6月 2日 | (1) 前回の調査概要について (2) 短期・中期課題の中から、次の項目について 協議した。 ①議員定数について ②常任委員会の活性化について ③議会ホームページの充実について |
| 第6回 | 平成27年 7月28日 | (1) 前回の調査概要について (2) 短期・中期課題の中から、次の項目について 協議した。 ①政策形成力の向上について ②議会基本条例の制定について ③広報広聴委員会の常任委員会化について |
| 第7回 | 平成27年 9月 1日 | (1) 前回の調査概要について (2) 短期・中期課題の中から、次の項目について 協議した。 ①議会基本条例の制定について ②議員研修の充実について ③情報公開について ④議会報告会について |

| | | |
|--------|---|--|
| 第 8 回 | 平成 2 7 年 1 0 月 2 3 日 | (1) 前回の調査概要について (2) 短期・中期課題の中から、次の項目について協議した。 ①議員研修の充実について ②議会報告会について |
| 第 9 回 | 平成 2 8 年 2 月 4 日 | (1) 前回の調査概要について (2) 議員定数について |
| 第 10 回 | 平成 2 8 年 3 月 2 8 日 | (1) 前回の調査概要について (2) 議員定数について |
| 第 11 回 | 平成 2 8 年 4 月 1 9 日 | (1) 前回の調査概要について (2) 議員定数について |
| 第 12 回 | 平成 2 8 年 5 月 2 7 日 | (1) 前回の調査概要について (2) 議員定数について (各議員との議員定数意見交換会) |
| 第 13 回 | 平成 2 8 年 1 0 月 2 1 日 | (1) 前回の調査概要について (2) 議員定数研修会の開催について |
| 第 14 回 | 平成 2 8 年 1 0 月 2 7 日 | 議員定数研修会 ・講師 北海道町村議会議長会事務局 参与 勢 簀 了 三 氏 ・議員定数に関するアンケート調査実施 |
| 第 15 回 | 平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日 | (1) 議員定数について |
| | 平成 2 9 年 1 月 2 7 日 ～ 2 月 2 8 日 | 議員定数に関する意見募集 応募意見 7 件 |
| 第 16 回 | 平成 2 9 年 3 月 2 8 日 | (1) 前回の調査概要について (2) 議員定数について 定数を 16 名とする議会運営委員会としての協議結果をまとめ、全員協議会において意見調整を行うこととした。 |
| | 平成 2 9 年 4 月 1 0 日 | 全員協議会 次期選挙から議員定数を 16 名とすることで、意見調整した。 |

| | | |
|--------|---------------------|---|
| 第 17 回 | 平成 29 年 6 月 16 日 | (1) 前回の調査概要について (2) 短期・中期課題の中から、次の項目について協議した。 ①議会権能の強化について ・総合計画を議決事項とすることについて |
| | 平成 29 年 6 月 23 日 | 新ひだか町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定（6 月定例会） ・議員定数を現在の 20 名から 4 名削減し 16 名とする。 |
| 第 18 回 | 平成 29 年 6 月 23 日 | (1) 前回の調査概要について (2) 短期・中期課題の中から、次の項目について協議した。 ①議会の見える化の推進について ・議事録の公開について ・ホームページの充実について ②議会権能の強化について ・災害時対応マニュアルの作成について |
| 第 19 回 | 平成 29 年 7 月 21 日 | (1) 前回の調査概要について (2) 短期・中期課題の中から、次の項目について協議した。 ①議会の見える化の推進について ・議事録の公開について ・議会白書の作成について ②常任委員会の権能強化について ・総合計画を議決事項とすることについて ・災害時対応マニュアルの作成について ③常任委員会の再編について |
| 第 20 回 | 平成 29 年 8 月 17 日 | (1) 前回の調査概要について (2) 短期・中期課題の中から、次の項目について協議した。 ①議会権能の強化について ・総合計画を議決事項とすることについて |
| 第 21 回 | 平成 29 年 9 月 8 日 | (1) 前回の調査概要について (2) 短期・中期課題の中から、次の項目について |

| | | |
|--------|----------------------|--|
| | | <p>協議した。</p> <p>①常任委員会の権能強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時対応マニュアルの作成について <p>②常任委員会の再編について</p> |
| 第 22 回 | 平成 29 年 9 月 14 日 | <p>(1) 前回の調査概要について</p> <p>(2) 短期・中期課題の中から、次の項目について協議した。</p> <p>①常任委員会の再編について</p> |
| 第 23 回 | 平成 29 年 10 月 20 日 | <p>(1) 前回の調査概要について</p> <p>(2) 短期・中期課題の中から、次の項目について協議した。</p> <p>①常任委員会の再編について</p> <p>②議会権能の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時対応マニュアルの作成について |
| 第 24 回 | 平成 29 年 11 月 6 日 | <p>(1) 前回の調査概要について</p> <p>(2) 短期・中期課題の中から、次の項目について協議した。</p> <p>①常任委員会の再編について</p> <p>次期選挙後の常任委員会数を 2 つとすることとした。</p> |
| 第 25 回 | 平成 29 年 11 月 27 日 | <p>(1) 前回の調査概要について</p> <p>(2) 短期・中期課題の中から、次の項目について協議した。</p> <p>①常任委員会の再編について</p> <p>常任委員会の名称、所管事項について決定した。</p> |
| 第 26 回 | 平成 29 年 12 月 8 日 | <p>(1) 前回の調査概要について</p> <p>(2) 短期・中期課題の中から、次の項目について協議した。</p> <p>①議会の見える化の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の開催について <p>②政策形成能力の向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策提言のための仕組みづくりについて |
| 第 27 回 | 平成 29 年 12 月 13 日 | <p>(1) 前回の調査概要について</p> <p>(2) 短期・中期課題の中から、次の項目について協議した。</p> |

| | | |
|------|-----------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ①常任委員会の再編について <ul style="list-style-type: none"> ・議会案の作成 ②議会の見える化について <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の開催について |
| | 平成29年 12月15日 | <p>新ひだか町議会委員会条例の一部を改正する条例制定（12月定例会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会を現在の3から、2に再編することとした。 |
| 第28回 | 平成29年 12月26日 | <p>(1) 前回の調査概要について</p> <p>(2) 短期・中期課題の中から、次の項目について協議した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①政策形成能力の向上について <ul style="list-style-type: none"> ・政策提言のための仕組みづくりについて ②議会の見える化の推進について <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の開催について |
| | 平成30年 1月16日 | <p>議会報告会「議会改革の取組」</p> <p>主管：議会運営委員会</p> |
| 第29回 | 平成30年 2月21日 | <p>委員会調査報告書について</p> |

(2) 取り組んだ改革

これまでの取り組みを踏まえ、今回の調査において、以下の項目について取り組んだ。

ア. 「開かれた議会」

| 年 | 月 | 内 容 |
|--------------------------------|----|--|
| 27 | 6 | 常任委員会の傍聴者に対して、議案を配付することとした。 |
| | | ホームページに、本会議のタイムスケジュールを掲載することとした。 |
| | 9 | 新ひだか町会議規則を改正し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定した。 |
| ホームページに、常任委員会の調査事件名を掲載することとした。 | | |
| | 10 | 議会広報誌10月号から、各常任委員会の活動報告を掲載することとした。 |
| 29 | 1 | 議会広報誌1月号から、審議結果に係る各議員の表決結果の掲載を開始した。 |
| | 6 | 新ひだか町議会傍聴規則を改正し、本会議傍聴の申込を簡素化した。 |
| | 8 | 平成28年の議会活動をまとめた『新ひだか町議会白書2017』を発行した。 |
| | | 会議録を新ひだか町図書館及び三石分館に設置した。 |
| | 9 | ホームページに、本会議案を掲載することとした。 |
| ホームページに、議会・議長の日程を掲載することとした。 | | |

イ. 「親しまれる議会」

| 年 | 月 | 内 容 |
|----|----|-----------------------------|
| 28 | 10 | 議員定数の検討に当たり、町民が参加する研修会を行った。 |
| 29 | 1 | 議員定数の検討に当たり、町民を対象に意見募集を行った。 |

| | | |
|-----|-----|--|
| | 1 2 | 北海道静内高等学校地理歴史・公民科「日高地域研究」発表 会会場として、議場を開放した。 |
| 3 0 | 1 | 議会運営委員会が主管し、議会報告会「議会改革の取組」を 開催した。 |

ウ. 「信頼される議会」

| 年 | 月 | 内 容 |
|-----|-----|---|
| 2 9 | 1 1 | 災害発生時に議会及び議員の対応について明らかにした『災 害時対応マニュアル』を作成した。 |

エ. 「政策立案に関わる議会」

| 年 | 月 | 内 容 |
|-----|---|---|
| 2 9 | 9 | 新ひだか町第2次総合計画を議決事件とするため、『議会の 議決に付すべき事件を定める条例』を制定した。 |

オ. 「議員の資質向上」

| 年 | 月 | 内 容 |
|-----|---|----------------------------------|
| 2 9 | 2 | 新ひだか町「新財政計画について」 講師：総務企画部総務課長 |

(3) 参考：前回（平成25年度）調査における改革

| 基本方針 | 年 | 月 | 内 容 |
|---------|--------------------|-----|-------------------------------|
| 開かれた議会 | 2 5 | 7 | 本会議提出議案審議結果のホームページ掲載 |
| | | | 議会広報誌のホームページ掲載 |
| | | | 各議員の表決結果のホームページ掲載 |
| | | | ホームページで町民からの意見募集受付を可 能とした。 |
| | | 8 | 本会議・委員会日程のホームページ掲載 |
| | | | 報道機関への議会・委員会日程の通知 |
| 9 | 主要公共施設への本会議開催日程の掲示 | | |
| 信頼される議会 | | 1 2 | 新ひだか町議会議員政治倫理規定 制定 |

4 委員会としてのまとめ

本委員会は、29回にわたり委員会を開催し、議員定数及び議会改革骨子に基づく改革事項について調査検討を行い改革の実践に努めたところであり、その内容について次のとおり報告するとともに、新ひだか町議会として、今後も継続して議会改革への取り組みを進められることを望みます。

記

(1) 議員定数の調査研究

議員定数についての調査研究は、平成28年2月からその議論を本格化させ住民も参加して行った研修会の開催や意見募集などの手続きを経て、次期一般選挙から議員定数を現在の20名から4名削減し、16名とすることとして、平成29年6月議会において「新ひだか町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」を制定した。

また、議員定数を削減する一方で、議会における調査・審査機能の充実を図るため、常任委員会のあり方等について協議を行い、平成29年12月議会において、「新ひだか町議会委員会条例の一部を改正する条例」を制定し、常任委員会を現在の3つから2つに再編することとした。

(2) 基本方針に基づく調査研究

(ア) 「開かれた議会」

議会は、住民の代表である議員で構成されるものであり、議会は当然、住民の意思を行政に反映させる使命を負っている。そして、その使命を果たすためには、議会が住民にとって開かれたものでなければならない。

そのためには、議会の透明性の向上、住民の意思を行政に反映させる仕組みの構築が必要であるという視点に立ち検討を行った。その結果、議会ホームページに本会議の議案の公開や議会日程の公開などを実施した。また、議会白書の作成や本委員会が主管して議会報告会を開催したところであるが、「議会が何をしているかわからない」、「議会の活動が見えない」との意見が多いという背景には、重要な政策については結論だけでなく議論の過程や問題となった事項などを住民に周知することが求められているのであり、効果的な情報提供等について、継続して調査研究して行くことが必要である。

(イ) 「親しまれる議会」

「親しまれる議会」とは、住民に議会を身近なものに感じてもらうか、そのためには、いかにして住民と議会との距離を縮めるかであり、情報の発信など、「開かれた議会」への取り組みと深く関わりをもつものである。

近年、多くの議会が議場を活用した講演会やコンサートの開催の他、議場の一般開放など、住民に議場を身近に感じてもらうための取組を進めており、本町議会においても、静内高等学校の地域研究の場として議場を開放したところである。

また、議員定数の検討を行うに当たり、住民の方々も参加した研修会の開催やアンケート調査の実施、さらには前述の議会報告会では継続した実施を望む声が多いことも踏まえて、親しまれる議会のための方策について、さらに継続して検討することが必要である。

(ウ)「信頼される議会」

「信頼される議会」の実現のためには、地方分権時代において、議会が住民の信頼の下に形成されていることを十分に理解しなければならない。

そのためには、議員そして議会が住民の代表として、住民の意思をどう汲み上げ、住民とどう向き合っていくべきかを明らかにすることが必要であり、今回の調査においては、災害発生時における議会の対応について明らかにした「災害時対応マニュアル」を新たに策定したところであるが、地方分権時代における「議会の機能と存在意義」についてさらに協議を深め、継続して調査研究を進めることが必要である。

(エ)「政策立案に関わる議会」

二元代表制の一翼を担う議会においては、行政に対する評価・監視機能を果たすことはもちろん、住民の意思を町政に反映させ町政の各分野における課題を克服するために、執行機関に対して具体的な政策を積極的に提案する政策立案機能を充実させることが求められている。

このため、町が策定する新ひだか町第2次総合計画について、議会の議決事項とするため『議会の議決に付すべき事件を定める条例』を制定し議会において積極的な審議を行うこととした。

また、本調査において「常任委員会と政策形成のための検討」として、議会による政策形成サイクルの構築の必要性について確認したところであるが、具体的な方向性を見出すには至らなかったことから、継続して調査研究して行くことが必要である。

(オ)「議会議論の活性化」

議会議論の活性化を図るための方策の一つとして、執行者側に対する反問権の付与について検討を行ったが、付与すべきとの意見がある一方で、さらに調査が必要であるとの論もあり、具体的な方向性を見出すに至らなかった

ことから、継続して調査検討を行うことが必要である。

また、議員間討議は議案等の審議過程において、議員による活発な議論を経た決定や解決策を見出すため、近年、先進議会において議員間討議の場のための具体的な仕組みが検討され実践されてきていることから、先進事例の調査研究を行い、意思決定までの議論の活性化について検討することが必要である。

(カ) 議会機能の活性化について

「議会改革骨子」に定めた、通年議会導入の検討及び政務活動費については具体的な検討は行っていないことから、今後において検討を進めることが必要である。

(キ) 議員の資質向上について

議会の使命を果たすためには、議員個々の資質向上を図ることは不可欠であり、中でも議員研修は、その取り組みの一つとして重要なものであることから、本町の問題点に即した内容を扱う研修制度を検討して行くことが必要である。